

令和元年度京都府障害者施策推進協議会の概要

- 1 **開催日時** 令和2年2月4日（火）午前9時30分～11時25分
- 2 **場 所** 京都府平安ホテル 平安の間
- 3 **出席委員** （25名中17名）
岡本委員、武田委員、小森委員、川瀬委員、三好委員、藤原委員、渡辺委員、藤木委員、坂井委員、安岡委員、櫛田委員、森田委員、三木委員、細田委員、林田委員、信貴委員
- 4 **内 容**

議題（1）第4期京都府障害者基本計画について

事務局から、資料1～4に基づき説明

【主な質疑・意見等】

○委員：障害者の「社会参加」とは、どのようなことを意味しているのか。また、「地域の担い手となり」という表現が分かりにくい。

パブリックコメントの御意見として、「障害者ならではの仕事を作り出してほしい。」とあるが、どのような意味か。

取組の強化、推進等と言われる一方で、保健所の役割はどんどん減っていると感じる。窓口を一本化していく流れになっており、「きめ細かい」支援とは正反対の方向性にならないのか。

グループホームの建設について、地域住民が反対するということはよく聞く話だが、反対する理由は何なのか。

○事務局：教育、福祉、医療、生活、就労等様々な面で社会に関わっていくことが「社会参加」であり、「地域の担い手」となるとは、社会の一員として周りの人たちと一緒に暮らしていくこと、社会に関わっていき何らかの役割を担っていくことだと考えている。

「障害者ならではの仕事」をつくるとは、それぞれの特性に応じた仕事をどのようにつくっていくかということだと考えている。障害のある人と障害のない人とが一緒に働くことができる環境を整えていくことになる。

市町村の統廃合等により、府内の保健所は減っているが、従来の仕事が無くなったということではなく、京都府と市町村で役割を分担する中で、より身近な地域で支援していくために、役割が府から市町村に変わってきている。また、小規模な市町村では十分なサービスができない場合もあり、一定エリアをまとめてサービスを充実させるということもあ

る。

グループホーム建設への反対については、障害の特性が十分理解されていないことが根底にあると考えている。府民の方々に、障害のことやグループホームの意義について十分に理解していただけるようにしていくことが行政の役割であると考えており、地域の方々の理解が進むよう啓発等を進めていきたい。

○委員：障害者の社会参加という一方で、1981年の国際障害者年から30年経っても障害者に対する差別はなくなる。グループホーム建設に反対する地域の人たちに対して、府として、具体的にどのように対応していくのか。

また、グループホームの建設には費用がかかると同時に、低い単価で働かなければならず、経営が難しい状況にある。以前、府営住宅をグループホームにしようという話があったが、全く進んでおらず、今後、どのように進めていくのか。

○事務局：グループホームの整備については、市町村で必要量を図りながら計画を立てており、建設計画がある際には、市町村も関わって地域に説明をしていくようお願いしているところ。府として、今後どのような形で関わっていけるか、関係課と相談しながら検討していきたいと考えている。経済的な問題については、国の制度も活用しながら支援を行ってきたい。

府営住宅等のグループホーム化については、京都府では進んでいない状況であるが、関係課とも調整しながら、取り組んでいきたい。

○委員：障害者への差別に対して、地域の人たちにしっかり理解していただくよう力を入れて取り組んでいただきたい。

○委員：計画本文中に一部、表記が異なる箇所があるため、統一されたい。

パブリックコメントの御意見として、視覚障害に関して医療と福祉の連携ということが言われているが、他の障害の方に関しても医療と福祉の連携は必要。実際に、医師からの紹介がないと自身で手帳を取得したり、サービスを受けたりということに繋がらないということがある。何らかの形で医療と福祉の連携ということを含めていただきたい。

○事務局：表記については、再度、全体を見直して修正していきたい。

計画本文 22 ページからの保健・医療の推進に関する記載の中で、「医療・保健・福祉分野の関係機関の連携強化を図り」等と記載している。記載はリハビリ等に関することが中心になっているが、その理念は全体に含んでいる。

○委員：パブリックコメント 13 番目にある子どもから大人への移行後の支援の問題については、難病患者においても同じような状況にあり、例えば、小児科から診療科へのつながりが上手いかないなどといった困難がある。そういったことも改善していけたらと思っている。

○事務局：保健・医療・福祉で連携して取り組んでいきたい。また、今回の基本計画をもとに障害福祉計画・障害児福祉計画で必要な体制を整え、他の計画とも連携しながら取組を進めていきたいと考えている。

○委員：京都府で進められている農福連携施策の見通しをお聞かせいただきたい。「農」は、障害者の心のケアにも繋がっていると感じており、その点でも重要な施策であると考えている。

金銭トラブルや消費者トラブル等における障害者、高齢者の成年後見制度について、府内市町村の進捗状況をお聞かせいただきたい。

精神障害者の地域移行については、地域の皆様方の理解と御協力があって始めて叶うものと考えている。府で実施されているメリデン版家族支援の動きについて教えていただきたい。

○事務局：京都府では平成 28 年度から本格的に農福連携の事業に取り組んでおり、農業の現場で生産から販売までの一連の流れに関わっていただくことで就労機会の確保や社会参加を進めている。単に農福間の労働力ということだけではなく、そういった機会を通じて社会に関わっていくということを念頭において取組を進めているところ。

成年後見人制度については、現在、センターを設置している市町村が 2 箇所、検討しているところが一箇所という状況であるが、国において令和 3 年度までには各市町村にセンター等を設置することとされている。現在、家庭裁判所が中心となり、府、弁護士会、司法書士会等関係団体と一緒にセンター設置の取組を各市町村に働きかけているところ。

メリデン版家族支援は、精神障害者の家族支援の取組であり、現在、各保健所の担当職員が必要な研修を受けて保健所管内で実践できるよう進めているところ。今後、精神保健福祉推進家族会とも調整しながら各保健所で取組を進めていきたい。

○委員：「共生」、「支え合い」という言葉はあるが、具体的に障害のある方も障害のない方も共に暮らせる地域社会づくりのために、何が必要なのか、具体的にどのような取組が必要なのか欠落しているのではないか。社会の変革に応じて、更にしっかりした取組が必要。

○委員：文面はできあがってきたが、共生社会をどうつくっていくかが見えない。計画の関連成果目標について、関係者がそれぞれどのような役割をもって、何をしていくのかといった目標達成のための具体的な取組が記載されていない。

○委員：グループホーム建設への反対については、偏見というよりも障害について知らないということが大きい。計画の中に、障害のない人に障害者をどう理解してもらうかという記載が必要ではないか。

○委員：目に見えない障害のある方をどう見守っていくかということは難しい問題だが、例えば、鳥取県が取り組んでいる「あいサポート運動」のような心のサポートの取組等についても府が率先してやっていくべき。

計画本文 28、29 ページに通常学級に在籍している障害児への支援についての記載があるが、もっとそれぞれの障害特性を理解し、特性に応じたきめ細かな取組が必要。

○事務局：この基本計画は、昨年 10 月に策定した新たな総合計画の理念を踏まえたものであり、成果目標については、総合計画に関わる様々な計画で定めた目標数値の中から関係

するものを記載している。目標達成のための個別の施策は記載していないが、毎年、この協議会で進捗状況を御報告させていただくこととしている。

計画を進めていく上で、障害のある方の取組と障害のない方の理解促進のどちらも大切であると考えている。理解促進のための様々な啓発の取組も計画に記載しており、取組を通じて障害のない人の理解が進めばと考えている。障害（障壁）があることは、当事者に原因があるのではなく、社会に問題があるのであり、それを取り除くことによって、誰もが住みやすい社会になると考えている。理解が進むようしっかり説明していき、物理的なものだけではなく、人の心の中にある障壁も取り除くことによって、誰もが共に暮らせる社会にしていきたい。

○委員：計画本文 16 ページの「認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人に対して」という表現は不適切ではないか。すべての人が判断能力が不十分であるとの誤解を与える。

○事務局：表記について検討させていただきたい。

○委員：計画の中に、ソーシャルインクルージョンの理念や取組がどのように記載されているのか。インクルーシブ教育の記載はあるが、インクルージョンという言葉は教育のみではないので、ソーシャルインクルージョン（共生ということ）をもっと強調したい。